

## 植栽等管理業務手順書

### 1 低木剪定

原則として年1回程度の剪定を実施し、利用者に対し安全で視覚的に不快な印象を与えないように努めること。樹種の特性に応じて、最も適切な時期と方法で行い、枯損木や枯れ枝には常に注意を払い、早期に発見し、除去を行うこと。歩行者動線、駐車区画等に、低木等の枝葉が接近している場合には、利用に支障にならないよう、適宜刈込みの上、クリアランスを確保すること。

### 2 除草

草の繁茂状況を勘案し、原則として年3回以上の除草を実施するものとし、利用者に対し安全で視覚的に不快な印象を与えないように努めること。

### 3 施肥

原則として樹木の生育管理に必要な施肥を年1回程度実施し、樹木が枯れることのないように努めること。

### 4 灌水

原則として毎年5月から9月にかけて、樹木の生育管理に必要な灌水を適宜実施し、樹木が枯れることのないように努めること。

### 5 病虫害防止

病虫害発生の防止に努め、極力、薬剤を使用しない方法(剪定防除、捕殺等)により防除を行うこと。

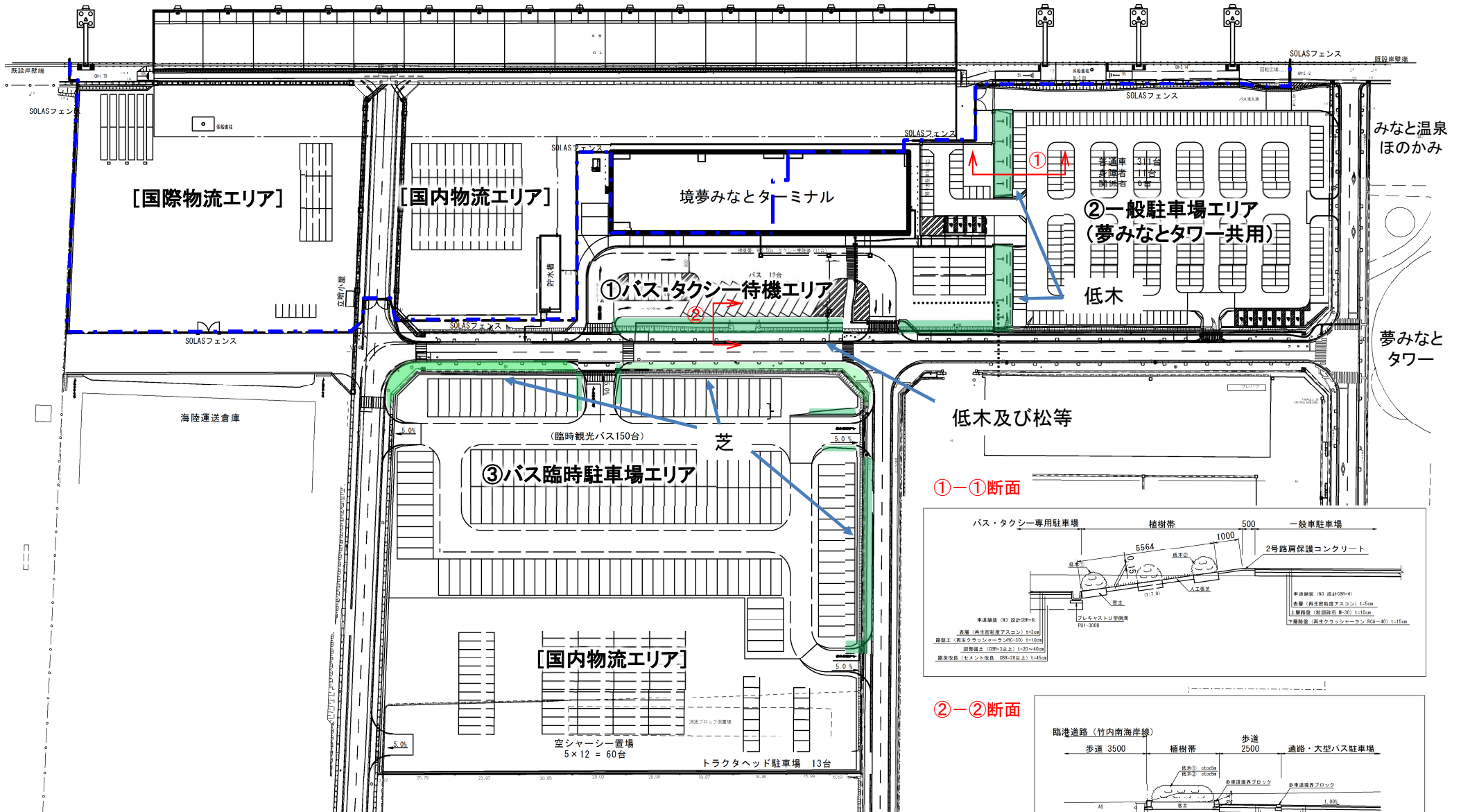
薬剤防除に当たっては、農薬取締法等の関係法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努めること。

また、薬剤散布に際しては、看板設置や立入禁止措置により周知するとともに、健康被害の防止に十分配慮すること。



縮尺1:1500

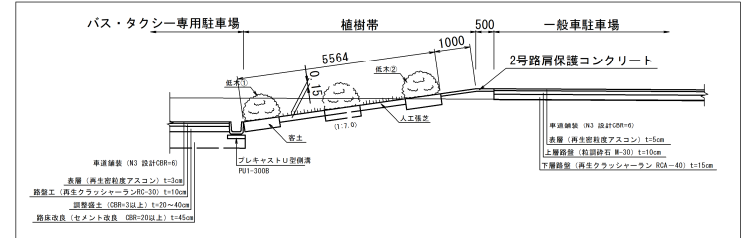
# 植栽等の範囲



みなと温泉  
ほのかみ

夢みなと  
タワー

①-①断面



②-②断面

